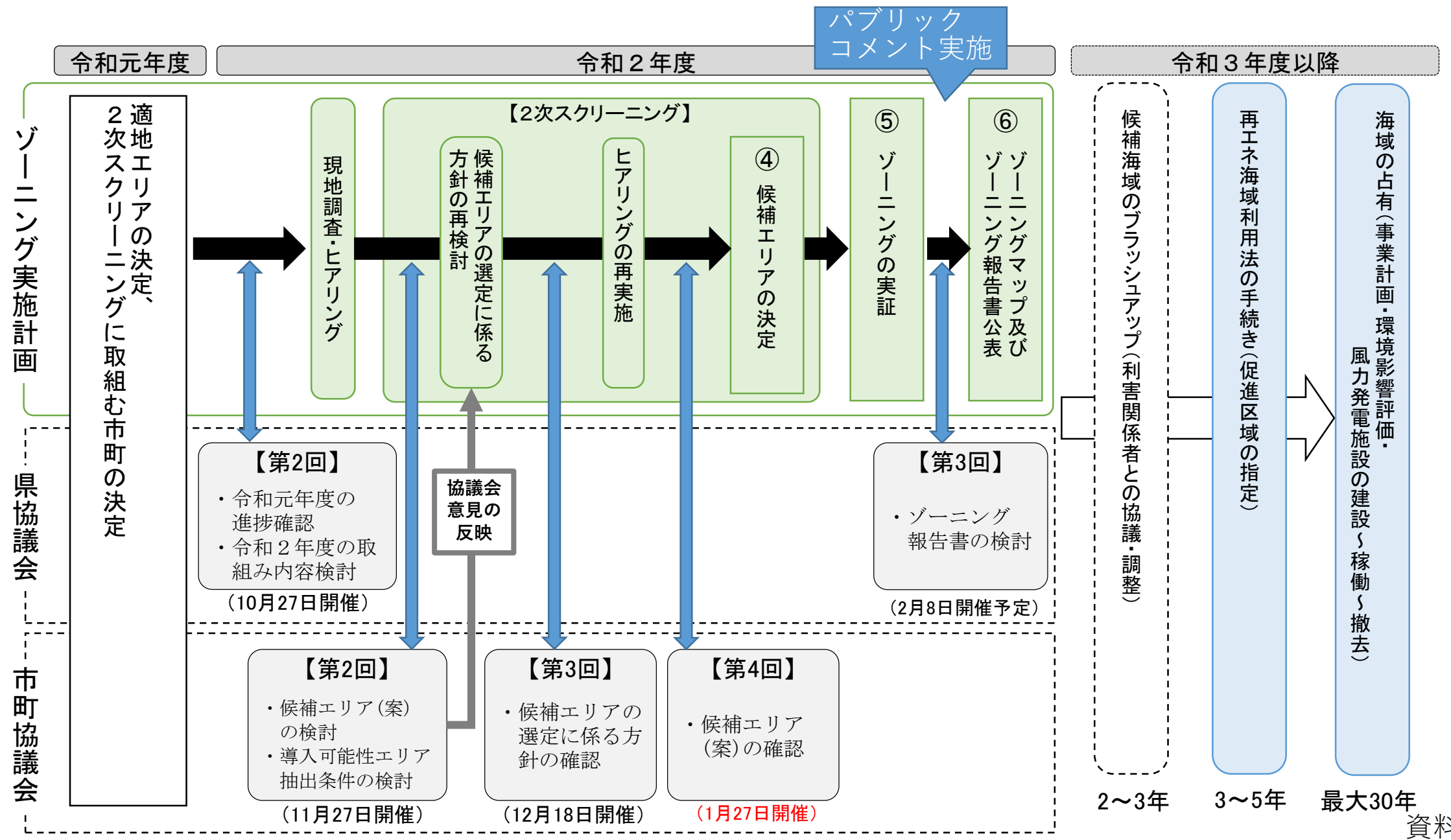


今後のスケジュール

■今年度のスケジュール

- 本日の協議会の意見を反映させたいうで、「候補エリア」として決定する。
- 第3回県協議でゾーニングの実証結果をご確認いただき、意見を反映させたゾーニングマップ及びゾーニング報告書を作成、パブリックコメントを実施したのちに公表する。



■次年度以降について

- ・ **ゾーニング後（次年度以降）** : 利害関係者の**協議継続**、候補海域をブラッシュアップ°（2～3年）。
- ・ **再エネ海域利用法の手続き段階** : 利害関係者を含む協議会にて、促進区域指定に向けた**協議**。この結果を国に情報提供（この段階で区域を明確化）。
- ・ **国による発電事業者の選定後** : 事業者と利害関係者が具体的な漁業協調等を**協議・調整**。

